

法改正案 コロコロワニャ&HARO

37条2四に、「犬及び猫の引き取り、**繁殖制限**、譲渡等に関すること」と、「**繁殖制限**」の文言の追加をお願いします。

法改正の必要性についての説明

① 現状

未だに飼猫を捨てる人も多く、また外に複数の野良猫がいれば繁殖期には、嘩・発情期の声がうるさく、糞尿も周辺環境の悪化を生み住民との軋轢を生みます。最終的に引き取り手のない猫は行政により殺処分されます。

また、最初の1匹の猫の避妊去勢手術ができず家の中で増やしてしまい、どうすることもできなくなっている多頭飼育崩壊が現在は社会問題としてクローズアップされております。

② 問題点

増やさない対策としての避妊去勢手術は、費用が高く、志があっても誰もがボランティア活動ができる状況ではありません。

地方自治体によっては助成金がありますが、手術費用の全額ではなく予算額も限られるのでボランティア活動が進まないのが現状です。

③ 提案

可哀そうな猫をこれ以上増やしたくないと思っ外にいる猫たちに避妊去勢手術を受けさせてあげたいと思っいても費用負担ができず手術ができない人が多くいます。

ボランティアとして手を挙げてくれる人が手術費用に二の足を踏み躊躇することなく誰でも避妊去勢手術が受けられる法整備が必要で、各自治体にある動物愛護センターで避妊去勢手術が無料で受けられることになれば猫にかかわる様々な問題が解決します。

そのための根拠条文として

37条ノ二愛護センター業務に**繁殖制限**を追加してください。